

株式会社リバイブ

〒983-0007 宮城県仙台市宮城野区仙台北2丁目10-20

電話 022-258-5464

Fax 022-254-8368

環境報告書

2021 年度

期間:2021 年 4 月 1 日~2022 年 3 月 31 日

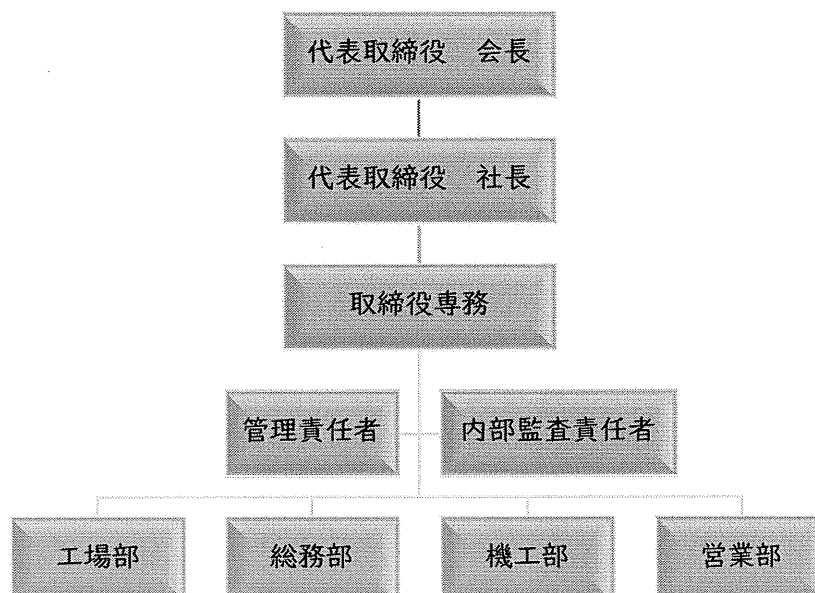
発行:2022 年 8 月 1 日

適用範囲

1. 組織概要

項	目	詳細
事業所名	株式会社リバイブ	
所在地	宮城県仙台市宮城野区仙台港北2丁目10-20	
事業の概要	機械器具設置工事業、解体工事業 産業廃棄物収集運搬業、特別産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業	
沿革	昭和60年8月 総合スクラップ加藤商会有限会社 設立 平成12年9月 株式会社リバイブ 社名変更	
資本金	2500万	
従業員数	46名	
売上高	2019年度 7億8千万 2020年度 8億6千万	
敷地面積	敷地面積1121.95㎡	
延床面積	事務所延床面積261.36㎡、工場延床面積860.59㎡	

組織図



2. 産業廃棄物処理業に関する情報

処理業許認可

分類	処理業分類	中間処理		収集運搬						
		切断	圧縮							
		行政	仙台市	仙台市	宮城県	山形県	福島県	岩手県	秋田県	青森県
特別管理産業廃棄物	許認可番号	05420041942	05450041942	00450041942	00659041942	00757041942	-	-	-	-
	有効期限	R7.6.29	R6.9.30	R6.10.25	R7.11.18	R5.12.8	-	-	-	-
	燃え殻	-	-	○	○	-	-	-	-	-
	汚泥	-	-	○	○	-	-	-	-	-
	廃油	-	-	○	○	○	○	-	-	-
	廃酸	-	-	○	○	○	○	-	-	-
	廃アルカリ	-	-	○	○	○	-	-	-	-
	ばいじん	-	-	○	○	-	-	-	-	-
	廃石綿等	-	-	○	○	○	○	-	-	-
	指定下水汚泥	-	-	○	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物	許認可番号	-	-	-	00400041942	00609041942	00707041942	00300041942	00504041942	00201041942
	有効期限	-	-	-	R8.9.24	R6.10.23	R6.8.30	R6.9.21	R7.3.22	R7.7.5
	燃え殻	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	汚泥	-	-	-	○	○	-	○	○	○
	廃油	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	廃酸	-	-	-	○	○	-	○	○	○
	廃アルカリ	-	-	-	○	○	-	○	○	○
	廃プラスチック類	○	○	-	○	○	○	○	○	○
	紙くず	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	木くず	○	-	-	○	○	○	○	○	○
	繊維くず	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	動植物性残さ	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	ゴムくず	-	-	-	○	○	○	○	-	-
	金属くず(自動車等 破砕物を除く)	○	○	-	○	○	○	○	○	○
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	-	-	○	○	○	○	○	○
	がれき類	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	ばいじん	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	石綿含有産業廃棄物	-	-	-	○	○	-	-	○	○
	水銀使用製品産業廃棄物	-	-	-	○	○	-	-	○	○

収集運搬設備概要

#	車体の形状	最大積載量	低公害車、低燃費車対象車
1	脱着装置付コンテナ専用車	11,100 kg	
2	脱着装置付コンテナ専用車	8,200 kg	
3	脱着装置付コンテナ専用車	4,000 kg	使用車種規制 (NOx・PM)適合
4	脱着装置付コンテナ専用車	3,900 kg	使用車種規制 (NOx・PM)適合
5	キャブオーバ	11,000 kg	低 PM 認定車 平成 13 年騒音規制車
6	キャブオーバ	4,400 kg	使用車種規制 (NOx・PM)適合 平成 13 年騒音規制車
7	キャブオーバ	2,950 kg	使用車種規制 (NOx・PM)適合
8	キャブオーバ	2,850 kg	
9	キャブオーバ	2,750 kg	
10	キャブオーバ	2,700 kg	使用車種規制 (NOx・PM)適合
11	キャブオーバ	2,550 kg	
12	キャブオーバ	2,550 kg	
13	キャブオーバ	2,200 kg	平成 27 年度燃費基準 10%達成車、(NOx・PM)適合 平成 28 年騒音規制車、マフラー加速騒音規制適用車
14	キャブオーバ	2,100 kg	平成 27 年度燃費基準 10%達成車、(NOx・PM)適合 平成 28 年騒音規制車、マフラー加速騒音規制適用車
15	キャブオーバ	2,000 kg	使用車種規制 (NOx・PM)適合 平成 13 年騒音規制車 低 PM 認定車
16	バン	1,000 kg	平成 12 年度騒音規制車
17	バン	1,000 kg	
18	バン	1,000 kg	平成 27 年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM)適 合 平成 12 年騒音規制車 マフラー加速騒音規制適用車
19	バン	1,000 kg	平成 27 年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM)適 合 平成 12 年騒音規制車 マフラー加速騒音規制適用車 オ パシメータ測定
20	バン	1,000 kg	平成 27 年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM)適 合 平成 12 年騒音規制車 マフラー加速騒音規制適用車

中間処理能力及び設備概要

品目	処理能力		設備概要
	切断・圧縮	切断	
廃プラスチック類	30.08 トン/日 (8 時間)	—	アリゲーターシャー TKK-DS500-1800 株式会社太陽機械工作所
木くず	—	42.08 トン/日 (8 時間)	切断 (シャー) 1 油圧 (プッシャー) 1 電動機 (37kw) 1 油圧ポンプ、作動油タンク 1
金属くず (自動車等破砕物を除く)	120.16 トン/日 (8 時間)	—	床面 150 mm 圧コンクリート舗装 鋼板敷設 散水設備設置
ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず	—	66.08 トン/日 (8 時間)	鉄製囲 (高さ 4.1 m) 設置

その他の設備

バックホウ: 0.7 マグネット仕様 × 1 台

0.7 解体用つかみ機仕様 × 1 台

0.45 解体用つかみ機仕様 × 3 台

0.25 解体用つかみ機仕様 × 1 台

フォークリフト: 最大荷重 2.3t 仕様 × 2 台

処理工程図

産業廃棄物 一連の処理工程			(2021 年 4 月 ～ 2022 年 3 月)		
受入量 2,096,895 kg			処分量 2,096,895 kg		
廃棄物種類		自社処理	売却 又は 処理委託		
金属くず		切断・圧縮	売却		
持込：	244,008 kg	(40.7 %)	854,067 kg (40.7 %)		
引取：	610,059 kg				
854,067 kg					
廃プラスチック		切断・圧縮	圧縮固化→燃料化（一部、圧縮→焼却）		
持込：	225,963 kg	(33.1 %)	132,764 kg (6.3 %)		
引取：	468,934 kg				
694,897 kg					
			破碎→焼却（燃料化/一部、管理型埋立）		
			514,058 kg (24.5 %)		
			破碎→安定型埋立		
			42,930 kg (2.0 %)		
			破碎→燃料化		
			4,875 kg (0.2 %)		
			焼却→一部、管理型埋立		
			270 kg (0.0 %)		
木くず		切断	圧縮固化→燃料化		
持込：	78,560 kg	(14.7 %)	45,662 kg (2.2 %)		
引取：	229,396 kg				
307,956 kg					
			破碎→燃料化		
			262,294 kg (12.5 %)		
			焼却→一部、管理型埋立		
			0 kg (0.0 %)		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		切断	破碎→焼却（燃料化/一部、管理型埋立）		
持込：	38,420 kg	(11.4 %)	48,473 kg (2.3 %)		
引取：	201,556 kg				
239,976 kg					
			破碎→粉碎、乾燥、焼成		
			83,360 kg (4.0 %)		
			破碎→管理型埋立		
			15,635 kg (0.7 %)		
			破碎→安定型埋立		
			45,067 kg (2.1 %)		
			破碎→再資源化		
			23,881 kg (1.1 %)		
			管理型埋立		
			23,560 kg (1.1 %)		

処理実績(単位ト)

分類	2019 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度
	2019 年 4 月～2020 年 3 月	2020 年 4 月～2021 年 3 月	2021 年 4 月～2022 年 3 月
特別管理産業廃棄物収集運搬	8,395 kg	10,870 kg	11,894kg
産業廃棄物収集運搬	2,057,384 kg	1,832,184 kg	1,792,905 kg
産業廃棄物中間処理	2,231,896 kg	2,216,053 kg	2,096,895kg

産業廃棄物の種類別の実績(別紙参照)

廃棄物の処理料金

運搬距離、廃棄物内容、回収形態等により、都度見積もりをおこなう。

3. みちのく EMS に関連した情報

みちのく EMS 登録情報

項目	詳細
認証年月日	2020 年 6 月 1 日
認証登録番号	08001
有効期間	2023 年 5 月 31 日
登録範囲(サイト)	本社、資材置場(宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2 丁目 10 番地の 20) 及び現場
適用業務	機械器具設置工事業、解体工事業 産業廃棄物収集運搬業、特別産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業
環境報告書の対象期間及び発行日	運用期間サイクル: 毎年 4 月～3 月 環境報告書の発行時期: 毎年 8 月ごろ
運用管理体制	最高責任者: 代表取締役社長 管理責任者: 高橋太 内部監査責任者: 堀越直子 法規制担当者: 高橋太 担当窓口: 菊地咲恵

環境方針

R・アールの時代に向け、廃棄物の鑑定人として環境保護に取り組みます。循環型社会の一員として機械器具設置工事・撤去解体工事、産業廃棄物の収集運搬・中間処理を推進し、順守義務を満たした適正かつ安全・確実な一貫した工事及び処理業務を行います。工事業と産業廃棄物の処理業の融合により地域社会や組織の発展と廃棄物の再資源化に貢献します。また、「5R」(Reduce、Reuse、Recycle、Refine、Reconvert to Energy)を周知し、業務における汚染の防止を徹底します。環境パフォーマンスの向上をみちのくEMSの継続的改善にて達成し、地域社会の一員として信頼を得られる企業を目指します。

2020年8月1日

株式会社リバイブ

代表取締役社長 田中 賢

環境目標

2021～2023年(R3～R6) 2021年4月～2024年3月		環境目標達成計画表					承認		作成	
							2021/4/1		2021/4/1	
目標	基準年 2020年度	各年度目標値	実施事項(日程含む)	必要な資源	部門 責任者	達成 期限	達成確認 評価方法			
二酸化炭素排出量の削減 kg-CO2/年 2020年度基準 2021年度-1% 2022年度-2% 2023年度-3%	307,282	2021年 304,209	①処理設備車両の保守点検 ②分別強化 ③分別排出の指導 ④エコドライブ ⑤LED照明(工場天井)	保守点検予算 要員の意識と協力	【部門】 工場部/機工部 総務部/営業部 【統括責任】 専務取締役 【実施責任者】 各部門長	各年度中	パフォーマンス評価表で評価			
		2022年 301,136	①処理設備車両の保守点検 ②分別強化 ③分別排出の指導 ④エコドライブ ⑤重機の入替え							
		2023年 298,064	①処理設備車両の保守点検 ②分別強化 ③分別排出の指導 ④エコドライブ ⑤車両の更新							
水の使用量削減 m/年 2020年度基準 2021年度-1m 2022年度-2m 2023年度-3m	284	2021年 283	①節水活動 ②井水の利用 ③粉塵対策の散布を効率的に行う	要員の意識と協力	【部門】 工場部/機工部 総務部/営業部 【統括責任】 専務取締役 【実施責任者】 各部門長	各年度中	パフォーマンス評価表で評価			
		2022年 282								
		2023年 281								
事業系一般廃棄物の排出量の削減 枚/年 2020年度基準 2021年度-1枚 2022年度-2枚 2023年度-3枚	103	2021年 102	①満杯になるまで捨てない ②私物は持ち帰りを原則化	要員の意識と協力	【部門】 工場部/総務部 営業部 【統括責任】 専務取締役 【実施責任者】 各部門長	各年度中	パフォーマンス評価表で評価			
		2022年 101								
		2023年 100								
産業廃棄物の排出量の削減 単純焼却埋立率 2021年度0.1% 2022年度0.2% 2023年度0.3%	4.84%	2021年 4.74%	①分別の徹底 ②分別指導 ③出荷先の開拓	要員の意識と協力	【部門】 工場部/機工部 総務部/営業部 【統括責任】 専務取締役 【実施責任者】 各部門長	各年度中	パフォーマンス評価表で評価			
		2022年 4.64%								
		2023年 4.54%								
現場での環境保護 環境パフォーマンスの結果	99.93	2021年 99.94	①パトロールでの確認事項の情報共有 ②現場での環境保護実施 ③パトロールの実施 ④パトロールでの指摘事項への対応 ⑤指摘事項の情報共有	適切な機械 職長の管理能力 要員の意識と協力	【部門】 機工部 【統括責任】 専務取締役 【実施責任者】 各部門長	各年度中	パフォーマンス評価表で評価			
		2022年 99.95								
		2023年 99.96								

CO₂排出係数

軽油	2.619	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
ガソリン	2.32	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
灯油	2.489	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令
電気	0.528	電気事業者別排出係数一覧平成31年提出用
ガス	3	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン

2021 年度活動実績

目標	目標値	実施事項(日程含む)	実績	評価
二酸化炭素排出量の削減 kg-CO2/年	304,209	①処理設備車両の保守点検 ②分別強化 ③分別排出の指導 ④エコドライブ ⑤LED 照明(工場天井)	305,471	未達成
水の使用量削減 m ³ /年	283	①節水活動 ②井水の利用 ③粉塵対策の散布を効率的に行う	235.5	達成
事業系一般廃棄物の排出量の削減 枚/年	102	①満杯になるまで捨てない ②私物は持ち帰りを原則化	89	達成
産業廃棄物の排出量の削減 単純焼却埋立率	4.74%	①分別の徹底 ②分別指導 ③出荷先の開拓	6.18%	未達成
現場での環境保護 環境パトロールの結果	99.94	①パトロールでの確認事項の情報共有 ②現場での環境保護実施 ③パトロールの実施 ④パトロールでの指摘事項への対応 ⑤指摘事項の情報共有	99.93	未達成

活動の評価

二酸化炭素排出量の削減について

CO2 排出に関しては、業績向上に伴いエネルギー消費量の増加が必然的に発生したため、それに並行して二酸化炭素の排出も増加してしまった。しかし、車両の入れ替えなどエネルギー消費の効率化にも取り組んだため未達成は最小限に抑えられた。

水の使用量削減について

水の使用量については節水意識もあり目標達成となった。新型コロナウイルス感染症対策のための手洗い及び粉塵対策のための散水も行いつつ、節水に取り組んだ結果であった。

事業系一般廃棄物の排出量の削減について

業系一般廃棄物の排出も不要なごみの排出を避ける活動が定着したため目標を達成することができた。

産業廃棄物の排出量の削減について単純焼却埋立率

4 月から 10 月までは順調に再資源化に取り組むことができたが、11～12 月に処理困難物の受入があり、この影響が単純焼却埋立率の未達成の要因となってしまった。

現場での環境保護について

現場での環境対策は元請の管理下での作業を行い、作業管理の徹底に努めたが、0.01 目標まで足りなかった。

次年度の課題及び活動(2022 年度)

目標	目標値	実施事項(日程含む)	今後の課題
二酸化炭素排出量の削減 kg-CO2/年	301,136	①処理設備車両の保守点検 ②分別強化 ③分別排出の指導 ④エコドライブ ⑤重機の入替え	継続して取り組む
水の使用量削減 m ³ /年	282	①節水活動 ②井水の利用 ③粉塵対策の散布を効果的に行う	継続して取り組む
事業系一般廃棄物の排出量の削減 枚/年	101	①満杯になるまで捨てない ②私物は持ち帰りを原則化	継続して取り組む
産業廃棄物の排出量の削減 単純焼却埋立率	4.64%	①分別の徹底 ②分別指導 ③出荷先の開拓	継続して取り組む
現場での環境保護 環境パトロールの結果	99.95	①パトロールでの確認事項の情報共有 ②現場での環境保護実施 ③パトロールの実施 ④パトロールでの指摘事項への対応 ⑤指摘事項の情報共有	継続して取り組む

二酸化炭素排出量の削減について

二酸化炭素の排出に関しては継続した取り組みを展開する。車両、重機、処理設備は点検やメンテナンスにて適切な状態を維持することで環境負荷低減に取り組んでいく。

水の使用量削減について

水の使用量は新型コロナウイルス感染症対策及び粉塵対策のための散水と節水のバランスを取りながら継続的に活動する。

事業系一般廃棄物の排出量の削減について

昨年度同様に不要なごみを発生させない意識と満杯になったら廃棄することと資源ごみの分別の徹底にて削減に取り組んでいく。

産業廃棄物の排出量の削減について単純焼却埋立率

現場での分別廃棄の徹底と工場での分別作業の徹底を継続していく。

現場での環境保護について

継続した取り組みを受注現場で実践していく。

順守義務への取組み状況

当社の事業活動に制約を受ける環境関連法規制等については、適用される順守義務の調査を2021年4月1日に行い、法律その他の規制一覧表に登録した。順守評価を2021年8月31日に行った結果、違反はなかった。また、関係機関等からの違反の指摘・苦情・訴訟はなかった。

評価日 2022年7月29日

対象業務 工場作業、収集運搬業務、仙台市泉文化創造センター

仙台市泉文化創造センター(現場作業)

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
廃棄物 処理法	産業廃棄物の委託 処理 汚でい、廃油、廃 ラ、建設木くず、建 設紙くず、建設織 維くず、金属くず、 ガラスくず及び陶磁 器くず、がれき類、 ゴムくず、コンクリ ート破片、水銀使用 製品 廃棄物など	下請業務では廃棄物の処分の関してのマニフェストを発行 していないこと(元請業者が排出事業者)	✓	○	
		自社が元請となる場合 委託先の許可確認 ・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の現地確認 ・施設能力等の公開情報の確認(処分状況の確認)			
		委託契約の締結 ・委託契約書の内容確認(委託金額、産業廃棄物の種 類、性状、性状等変更情報の伝達方法等)	✓	○	
		マニフェスト交付義務と管理 ・適合マニフェストを使用 ・回収・照合(発行後 B2,D 票 90 日 E 票 180 日以内) ・A,B2,D,E 票保管(5 年間) ・未回収戻り票の報告 ・「交付状況報告」(前年度実績、毎年 6 月 30 日までに)	✓	○	
		・「処理困難通」の受理 ・通知受理日より 30 日以内に規則様式第 4 号による措 置内容等報告書(知事への報告)			
	現場保管	野外焼却の禁止 保管場所設置看板表示内容、看板の大きさ規定あり(縦 横 60cm) 積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生に対する養生			
	特別管理産業廃棄 物(特に解体工事 における廃石綿 等)	事業所設置届出 特管物管理者届出 【特管物管理責任者】 特管物排出報告書			
	多量排出事業者 産 業廃棄物 1000t/年 以上を生ずる事業者	・産業廃棄物減量化計画を作成し、知事に提出 ・期間、管理体制、抑制、分別、再生利用、処理に関す る事項			
リサイクル法	解体・外構工事 土砂、コンクリートの 塊、アスファルト・コンク リートの塊、木材	・発生抑制(施工方法、資材選択) ・再利用、再生利用、再資源化努力 ・再資源利用計画書・実施書の作成(様式1) ・再資源利用促進計画書・実施書の作成(様式2)			
再生資源 利用省令	解体・外構工事 指定副産物 ・体積が 1000m3 以上である 土砂 ・重量が 500t である砕石 ・重量が 200t 以上である加 熱 アスファルト混合物	指定建設資材と再生資源の利用量の把握等による計画 の作成と実施記録の保存(1 年間) ・再資源利用計画書・実施書の作成(様式1) ・再資源利用促進計画書・実施書の作成(様式2)			
指定副産 物利用促 進省令	解体・外構工事 指定副産物 ・体積が 1000m3 以上である 建設発生土 ・重量が 200t 以上であるコン クリート塊、アスファルト ・コンクリート塊、建設発生木材	指定副産物に係る搬出量と再資源化施設への搬出量等 計画の作成 ・再資源利用計画書・実施書の作成(様式1) ・再資源利用促進計画書・実施書の作成(様式2)			

建設 リサイクル法	・解体工事-80 m²以上 ・修繕・模様替工事-1億円以上	・発注者への書面による計画等説明 ・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出 ・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用			
--------------	---	---	--	--	--

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
容器包装 リサイクル法	一般廃棄物である 容器包装廃棄物を 対象とする	現場事務所の自動販売機等の缶・ペットボトル等の分類			
家電 リサイクル法	テレビ(液晶・プラズマ含)、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	指定業者による処分 領収証			
小型家電 リサイクル法	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等々	指定業者による処分			
廃PCB 特措法	PCB廃棄物 ※2019年12月:PCB濃度0.5%～10%の可燃性汚染物等を無害化処理認定制度の対象(低濃度)とする改正	所有者は、毎年度6/30までに保管・処理の状況を届出 保管等の届出(規則様式第1号)【特管物管理責任者】			
建設廃棄物 処理指針 (平成22年 度版)	汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、金属くず、ガラスくず建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など	収集運搬業者、処分業者の許可証確認、処分状況確認(中間処理場、最終処分場の確認等) マニフェストに基づく適正処理の実施			
建設副産物適正処理推進要綱	建設発生土、建設副産物	・発注者との連絡調整・管理及び施工体制の整備・協力業者の指導等 ・「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」の作成・実施状況の記録を1年間保管			
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等	建設汚泥を建設資材として利用する場合土壌の汚染に係る環境基準に適合しないものは、適用範囲外	利用にあたって、適切な調査・設計・施工及び管理を行う リサイクルの結果を確認し、記録を保管 建設汚泥の工事間利用に関する確認書 建設汚泥再生利用計画書 建設汚泥リサイクル伝票 建設汚泥再資源化等実績書			
石綿含有廃棄物等 処理マニュアル (第2版)	現場保管及び搬出時 石綿含有廃棄物	・あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これに準じた措置を講じた後、耐水性材料で2重にこん包	✓	○	
騒音規制法 仙台市公害 防止条例	特定建設作業 適用指定地域 杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機	市町村へ事前確認 知事へ7日前までに届出書 低騒音型の重機の使用			
振動規制法 仙台市公害 防止条例	適用指定地域 特定建設作業	市町村へ事前確認 知事へ7日前までに届出書 低騒音型の重機の使用			
建築基準法	内装仕上げ・換気設備及び天井裏等の工事 空調設備工事 (石綿含有建材) (クロホルロス添加建材)	石綿含有建材の使用を使用していない事 クロホルロス添加建材の使用していない事			
	ホルムアルデヒドに関する規制	・内装仕上げの規制の確認 ・換気設備の義務付 ・天井裏等の制限			
大気汚染防止法	特定粉じん等排出作業 解体・改修工事に伴う「全ての石綿含有建材」の除去作業	・作業開始14日前までに知事に計画書を提出 ・作業基準(則16条の4) ・事前調査結果記録の作成、保存、知事へ報告、下請負人へ説明、掲示(A3サイズ42cm×29.7cm)以上 ・発注者への作業終了報告			
	建築物等の解体、改造、又は補修作業に伴う建設工事「特定粉じん等排	【法18条の17-1.3.4】・建設工事の受注者は、特定工事に該当するか否かを調査し、発注者に書面で報告			

	出作業」の伴う建設工事:「特定工事」	【法 18 条の 15】・「特定工事」の発注者は、作業開始 14 日前までに知事に届出			
建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針	協力会社の持ち込み車両など マイクロバス、貨物車、クレーン車、コンクリートミキサー車など	持ち込み車両が窒素酸化物の排出基準に適合・自動車検査証確認記録 自動車使用の合理化および効率化、運転者への教育、輸送手段改善、アイドリングストップの励行 ・「自動車NOx・PM法ステッカー制度」(平成 20 年 1 月 1 日施行)	✓	○	

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
オフロード法	協力会社の持ち込み建設機械など	・適合証明 ・平成 18 年 4 月施行前販売証明 ・「2011 年規制」新車規制で平成 23 年 10 月以降			
排出ガス対策型建設機械普及促進規程	協力会社の持ち込み建設機械など一般工事用(バックホウ、トラクションベル、発動発電機等)	排出ガス対策型であることの確認			
オゾン層保護法	解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等特定物質(CFC等)を使用する設備からの排出抑制	専門業者による回収・破壊 ・特定物質使用設備の有無確認記録			
フロン排出抑制法	解体工事(改修工事)	・解体前にフロン類機器設置有無を確認、発注者に書面説明、記録 3 年間保存義務 ・機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の受理と写しの保存及びフロン回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存(3 年間) ・行程管理表による管理			
	第 1 種特定製品の使用	エアコン付きのバックホウの簡易点検など ・整備点検記録の保管			
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011	解体・改修工事に伴う石綿等の除去作業等	作業計画 【作業主任者】 測定記録 排出の抑制に努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力	✓	○	
労働安全衛生法第 28 条第 1 項に基づく建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	建築物解体等での石綿ばく露防止	事前調査、石綿除去・隔離等の措置、集じん・排気装置の稼働状況確認、呼吸用保護具等の選定、漏洩の監視、器具・保護衣の扱い、石綿含有廃棄物の扱い等	✓	○	
道路交通法	道路の使用	道路使用許可の取得			
高圧ガス保安法	高圧ガスボンベ使用 溶接又は熱切断用高圧ガスの保安基準等 内容積 20 以下ボンベやコンプレッサー内ボンベなどは除く	危険時の措置と届出 転倒防止対策の実施			
建設工事公衆災害防止対策要綱(建築・土木)	工事全般、解体工事 【粉塵対策】建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域	粉塵対策			
労働安全衛生法	解体・改修工事に伴う「石綿等」の除去作業 (石綿障害予防規則) 飛散性及び保温材等の解体、封じ込め・囲い込みを含む除去作業 レベル 1 の場合 (石綿含有吹き付け材)	・作業計画の策定と作業主任者の選任 ・事前調査結果等の届出 ・前室-洗身室-更衣室を接続して設置すること ・電動ファン付呼吸器等使用 ・作業環境測定・健康診断(6 ヶ月以内ごとに 1 回)等 ・記録の保存(40 年間)			
	解体・改修工事に伴う「石綿等」の除去作業 (石綿障害予防規則) 全ての石綿含有建材の飛散性及び保温材等の解体、封じ込め・囲い込みを含む除去作業 レベル 2 の場合 (石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材)	・作業計画の策定と作業主任者の選任 ・事前調査結果等の届出 ・前室-洗身室-更衣室を接続して設置すること ・電動ファン付呼吸器等使用 ・作業環境測定・健康診断(6 ヶ月以内ごとに 1 回)等 ・記録の保存(40 年間)			

	解体・改修工事に伴う「石綿等」の除去作業 (石綿障害予防規則) 全ての石綿含有建材の飛散性及び保温材等の解体、封じ込め・開い込みを含む除去作業 レベル3 (成形板等の石綿含有建材)	・けい酸カルシウム板 1 種(破碎時) ・仕上げ塗材を電動工具で除去する場合、ビニルシートで隔離し湿潤 ・負圧は不要	✓	○	
	特別教育 技能講習 など	・研削砥石、・小型移動式クレーン、・玉掛け ・ガス溶断、・アーク溶接、・フォークリフト ・車両系建設機械(整地・解体)	✓	○	

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
現場での作業	危険を伴う作業 保護具について	適切な保護具の着用	✓	○	
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	感染予防	・3 密を避ける ・換気、手洗い、咳エチケット等の感染防止行動 ・感染予防	✓	○	
作業所で同意するその他の要求事項	廃棄物の発生抑制、グリーン製品の使用に関する仕様あり	仕様書			
	時間外の作業	・時間外での作業は事前に連絡する ・19 時以降禁止	✓	○	
	その他の要望				
	受動喫煙防止法	屋内は原則的に全面禁煙	✓	○	

収集運搬

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
廃棄物 処理法	業務管理	・許認可の維持 ・許認可物のみの受入れ(運搬) ・産業廃棄物の収集運搬車両の登録 ・産業廃棄物の収集運搬車両であることの識別表示 ・車検(年次点検) ・飛散防止 ・収集運搬の委託契約 ・マニフェストの管理 ・収集運搬の実績報告	✓	○	
道路 交通法	道路環境保全 適正運行	・過積載防止 ・違反がないこと	✓	○	
建設業に係る 特定地域にお ける自動車排 出窒素酸化物 の排出の抑制 を図るための 指針	協力会社の持ち込み 車両など マイクロバス、貨物車、ク レーン車、コンクリートミキ サー車など	持ち込み車両が窒素酸化物の排出基準に適合・自動車検査証 確認記録 自動車使用の合理化および効率化、運転者への教育、輸送手 段改善、アイドリングストップの励行 ・「自動車NOx・PM法ステッカー制度」(平成20年1月1日施行)			

中間処理(工場作業)

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
廃棄物 処理法	業務管理	・許認可の維持 ・許認可物のみの受入れ(中間処理) ・許認可関係の看板設置 ・保管上限の厳守 ・契約締結 ・マニフェストの管理 ・処分の実績報告 ・設備の維持管理	✓	○	
	2次委託	・契約締結 ・処分先の工場の確認 ・許可証の取り寄せ ・マニフェスト発行と回収 ・マニフェスト交付状況の実績報告	✓	○	
容器包装 リサイクル法	一般廃棄物である容 器包装廃棄物を対象 とする	事務所の自動販売機等の缶・ペットボトル等の分類	✓	○	
家電 リサイクル法	テレビ(液晶・プラズマ含)、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	指定業者による処分 領収証	✓	○	
小型家電 リサイクル法	パソコン、携帯電話、デジ タルカメラ、CDプレーヤー等々	指定業者による処分			廃棄無し
高圧ガス 保安法	高圧ガスボンベ使用 溶接又は熱切断用高圧ガス の保安基準等 内容積20以下ボンベやコンプレ ッサー内ボンベなどは除く	危険時の措置と届出 転倒防止対策の実施	✓	○	
フロン排出 抑制法	回収業務	・機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の受理と写しの保存及びフロン回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存(3年間) ・行程管理表による管理	✓	○	
	第1種特定製品の使用	エアコン付きのバックホウの簡易点検など ・整備点検記録の保管	✓	○	
古物 営業法	業の許可	・有価物の買取 ・業の許可の維持	✓	○	
下水道法	下水道の使用	・適正使用	✓	○	

順守義務	適用条件	実施事項	適用	評価	指摘・備考等
労働安全衛生法	重機の使用	・特定自主検査、月例点検、始業前点検	✓	○	
	特別教育 技能講習 など	・研削砥石 ・小型移動式クレーン ・玉掛け ・ガス溶断 ・アーク溶接 ・フォークリフト ・車両系建設機械(整地・解体)	✓	○	
オフロード 法	重機の使用	・適合証明 ・平成 18 年 4 月施行前販売証明 ・「2011 年規制」新車規制で平成 23 年 10 月以降	✓	○	
消防法 (危政令)	少量危険物の貯蔵・取扱の基準	指定数量 第 2 石油類 灯油、軽油等:1000L 第 4 石油類 シンター油等 6000L 市町村条例(火災予防条例)で定める 指定数量の1/5以上、指定数量未満の場合、あらかじめ消防長(消防署長)に届け出	✓	○	
	火気の使用 電気・ガスによる溶接、溶断作業	市町村条例(火災予防条例)で定める 火災防止	✓	○	
	指定可燃物の取扱い 木材加工品及び木くず:10m3 以上等	市町村条例(火災予防条例)で定める。(準則)指定数量の 5 倍以上の場合、あらかじめ消防長(消防署長)に届け出	✓	○	
計量法	トラックスケールの使用	・2 年に 1 回の校正点検	✓	○	
都市 計画法	処理場設置	処理場設置の許認可(設備の維持)	✓	○	
建築 基準法	処理場設置	処理場設置の許認可(設備の維持)	✓	○	
出荷先 条件	処理後物の出荷	・出荷先の受入基準(条件)	✓	○	

内部監査・外部監査の報告

内部監査 : 2021 年 8 月 2 日 改善事項 1 件

監査場所 : 本社、工場、現場

適用規格 : みちのく EMS(第3版) 2016 年 10 月 7 日
みちのく EMS(第 3 版)エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証附属書
2020 年 6 月 30 日

対象業務 : 機械器具設置工事、解体工事
産業廃棄物収集運搬業、特別産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理

監査チーム : 内部監査員 2 名(みちのく EMS 内部監査員養成講座修了)

外部審査

名称 : 第 9 次定期サーベイランス

監査日 : 2021 年 5 月 27 日

監査結果 : 観察事項 1 件

マネジメントレビュー

全体評価

システムの運用及び維持状況は適切で現時点で見直す点はなく、来年度もこのシステムを継続し、環境パフォーマンスの向上、順守義務への適合、目標の達成に向けて推進する。

見直し評価

環境方針は現在のを継続する。活動指針については上記記載の通り策定した目標に取り組んでいく。

コミュニケーション

日本設備工業㈱から安全衛生優秀個人賞を受けた

新型コロナウイルス感染予防のため地域の清掃活動への参加は見合わせた

以上